

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ

(2) 意見募集期間

平成28年6月16日～平成28年6月29日

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数

11個人・団体

(2) 整理された意見総数

66件

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体		
1	<p>今回の法改正により、PCB使用製品についても処理期限が明確化されたと聞いた。ただ、基本計画(案)を読むと、PCB使用製品についても「廃棄」とまとめているが、「廃棄」の定義について、色々な新聞や雑誌で解説されているが、記事ごとに異なる見解となっているので、PCB保管事業者が困らないようにするため、初心者でも分かるよう明文化してほしい。</p>	<p>「廃棄」については、改正された特別措置法において用いられている用語をそのまま使用しており、特に定義付けの記載はありませんが、「ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすること」の意味で使用しており、その点を明記するよう修正します。今後、広くわかりやすい説明に今後努めてまいります。</p>

2	<p>基本計画案には、ストックホルム条約における「機器内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を2025年までに廃絶すること」に関する措置の記載がない。</p> <p>このため、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、平成39年3月31日までに廃棄（使用を廃止）し、処分すればよいと読める。</p>	<p>御指摘のストックホルム条約において、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成37年までの使用の全廃が定められている点については、5ページ26行目（6月16日「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）時のもの。以下同じ。）に記載しております。</p> <p>また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄については、27ページの第3章第2節3において、まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行うとしております。</p>
3	<p>処理計画の遅延を招いている原因は、そもそもJESCOの処理能力の低さにあるのではないか。この点を補う記載をするべき。したがって、PCB使用製品の処理の計画立案、届出は不要であると考えます。</p>	<p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社の現在の処理能力の下、順調に処理が進めば、期限内に処理することは可能と見込まれ、この点は、平成28年2月のPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」に係る関係資料集の関係資料7をご参照願います（http://www.env.go.jp/press/files/jp/29158.pdf）。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理について、現状のままではその達成が容易でない理由は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理能力が低いことによるものではなく、当該廃棄物の処分を委託するつもりのない事業者や、現在もなお高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有している事業者が存在することなどによります。これを踏まえ、国会の御審議を経て、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の届出や期間内の廃棄義務等を盛り込んだ特別措置法の改正がなされたところであり、このような規制の下、第3章第1節の全般に渡って記載しておりますとおり、計画的な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄を進める必要があると考えております。</p>
4	<p>国から都道府県市への支援について、直接的な財政支援及び体制的支援等の具体的な記載をお願いしたい。</p>	<p>御指摘の点については、31ページの第4章第1節3において、「国は・・・都道府県市の体制面の強化や技術面の支援についても検討するものとする」と記載しております。</p> <p>また、その具体的な内容については、本計画に基づき速やかに検討するものと考えております。</p>

はじめに		
5	6 ページ 5 行目「特別措置法の施行後に微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや」と 40 行目「特別措置法施行後の平成 14 年、ポリ塩化ビフェニルを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のポリ塩化ビフェニルが検出されるものがあることが判明したことを受け」は内容が重複しているので、後者をもう少し簡潔に記載した方がよい。	御指摘の点について、前者はポリ塩化ビフェニル廃棄物全体の処理の遅れを説明し、後者は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の構築の経緯を説明するための記載ですので、原案のとおり記載とすることで御理解をお願いいたします。
6	6 ページ 29 行目に「ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」との記載があるが、31 行目及び 34 行目には「ポリ塩化ビフェニルを使用した電気工作物」と記載されているので文言の整理をすべきである。	御指摘を踏まえ、6 ページ 31 行目及び 34 行目の記載を 29 行目と同じ「ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」に修正します。
7	6 ページ 30 行目に「施設後 25 年以上を経過しても…」とあり、昭和 51 年 9 月に施設された場合の 25 年後は 2002 年（平成 14）年になる。しかし、次の 32 行目に「このため、特別措置法が制定されたことと併せて、平成 13 年 10 月 15 日に…改正され、」となっており時系列が合わない。	御指摘を踏まえて「施設後約 25 年を経過しても」に修正します。
8	7 ページ 1 行目及び 3 行目の「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という言葉は平成 21 年当時にはない。（当時は微量 PCB 汚染電気機器等である。）	「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」については、わかりやすさの観点から、変更前の基本計画に記載された「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」を含む概念として整理したことから、原案のとおり記載することが適当と考えております。
9	6 ページ 22 行目及び 36 行目に「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と記載があることや改正法で使用されている言葉であることから、7 ページ 10 行目の「ポリ塩化ビフェニル製品（ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品）」の（ ）部分は整理してはどうか。	御指摘の 7 ページ 10 行目の記載は、「所有事業者」が初めて記載される箇所であり、わかりやすさの観点から、原案のとおり記載とすることで御理解をお願いいたします。
第 1 章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針		

10	8ページ下から7行目の「高圧変圧器・コンデンサー等」とあるが、なぜこれまでの「高圧トランス・コンデンサ等」から呼び方が変わったのか。	特別措置法、電気事業法及びこれらの関係政省令等の規定と平仄を合わせるため、「トランス」を「変圧器」に、「コンデンサ」を「コンデンサー」として記載しております。
11	8ページ下から1行目の「小型のもの」とは具体的にどのような重量又は体積のものを指すのか。	重量が概ね10kg未満のものを想定しております。
12	8ページ21行目の「都道府県市」について、示している対象は結果として同じであるが、「特別措置法第26条第1項の政令で定める市」ではなく、「廃棄物処理法第27条第1項の政令で定める市」である。	8ページ21行目は御指摘のとおり廃棄物処理法で定める市ですので、「廃棄物処理法第24条第2項の政令で定める市」ですので御指摘のとおり修正します。 また、以降、「廃棄物処理法第24条第2項の政令で定める市」と「特別措置法第26条第1項の政令で定める市」とがあることから、前者には同じ説明を追記し、後者には、8ページ27行目の「都道府県市」に「都道府県及び特別措置法第26条第1項の政令で定める市をいう。以下説明のないものは同じ。」を追記するように修正します。
13	10ページの「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間等」について、今回改正で急遽計画的処理完了期限を政令で定め、なおかつ原則としてその1年前の処分を義務づけることは、高濃度PCB廃棄物の保管事業者にとってあまりにも急であり、酷ではないか。また、北九州事業エリアは原則として平成30年3月31日までに処分をしなければならなくなり、平成39年3月31日から9年間も前倒しになり、今から1年半しか時間がない。これは法政策上あまりに理不尽ではないか。	計画的処理完了期限等は拠点の広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて、平成26年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画で規定されており、御指摘の北九州事業エリアにおける計画的処理完了期限は平成31年3月31日までとされております。保管事業者にはこの計画的処理完了期限内の処分委託をこれまでもお願いしてきたところです。こうした中、今般のPCB特措法の改正においては、この計画的処理完了期限を確実に達成するため、法律上の処分委託の期限である処分期間を新たに設定し、この処分期間の末日を、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日としたものです。また、これまで処分の実績等があり、処分期間の末日から起算して1年を経過した日までに確実に処分委託する等の確認がなされる場合は、これまでの計画的処理完了期限と同じ特例処分期限日までとする規定も設けております。このように、御指摘の北九州事業エリアにおいても、9年間の前倒しを求めるものではなく、これまでの取組を十分に踏まえたものとしておりますので、この点御理解をお願いいたします

14	高濃度 PCB 廃棄物を事実上 JESCO での処分以外を法的に行えないようにすることは、JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処分を法的に独占させ、民間の自由競争を侵害しているのではないか。	過去の経緯を踏まえれば、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設を除いて、高濃度 PCB 廃棄物の処分を行うことは困難な状況であり、こうした状況を踏まえて、同社の拠点的広域処理施設を活用して高濃度 PCB 廃棄物の処分を進めることとしているものです。なお、廃棄物処理法や PCB 特別措置法においても、中間貯蔵・環境安全事業株式会社以外の事業者であっても、廃棄物処理法に基づく必要な許可を受けることで、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行うことは引き続き認められておりますので、この点御理解をお願いいたします。
15	11 ページの「保管事業者及び所有事業者の役割」になぜ JESCO の名前が出てこないのか。JESCO 以外での処分も法的に許容されていることを配慮してのものなのか。	御指摘の項は、保管事業者及び所有事業者の主体として、その役割を記載するものであり、処分事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に特段の言及はしておりませんが、次項の「2. 処分業者の役割」のところで中間貯蔵・環境安全事業株式会社について記載しております。
16	11 ページの「2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間」について、平成 39 年 3 月 31 日までの処分期限で、ストックホルム条約を遵守することが可能か疑問である。 また、確実な処理を担保するためにも、高濃度 PCB 廃棄物と同様に、期限を前倒しした処分期間、特例処分期限日を設定すべき。	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄については、ストックホルム条約の遵守に向けて、第 3 章第 2 節 3、4 及び 5 において、実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。PCB 特措法附則第 5 条においても、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしており、まずは、これらの検討を進めてまいります。
17	収集運搬業者は、「国及び都道府県市の指導等の下、適正かつ確実な収集運搬を行う必要がある」ため、第 4 節に「収集運搬業者」の役割を入れるべき。	御指摘を踏まえ、第 4 節に「収集運搬業者の役割」を追加するよう修正します。

18	<p>13ページ1行目「国、都道府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、様々な媒体を用いることにより、これらの情報を広く提供する等」について、未届けの保管事業者及び所有事業者はPCB処理に対する意識が低い人が大半だと思われるので、テレビ・ラジオ等誰もが触れるような媒体を活用した広報を国の責任で行うべき。</p> <p>一部の事業者に向けた回収率の悪い掘り起こし調査を行うより、長期間CMで呼びかけを行うほうが効果的であるのではないか。</p>	<p>特別措置法第5条第3項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及び製造者の理解を深めるよう努めなければならないとされており、国のみならず地方公共団体や関係事業者と連携して広報を進めてまいりたいと考えております。そのためのより効果的な方策については、御意見も踏まえ、今後検討してまいります。</p>
19	<p>13ページ「4 国の役割」について、低濃度PCB廃棄物使用製品について実態把握の具体的な方策がないまま、把握に努めるとして基本計画に記述することは国の姿勢として問題があるのではないか。これについて速やかに具体的な方策を示すべき。</p>	<p>低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄については、第3章第2節3、4及び5において、実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める等を記載しており、御指摘のとおり、まずは、これらの検討を速やかに進めてまいりたいと考えております。</p>
20	<p>13ページ「4 国の役割」について、国は、都道府県市による調査等が円滑に進むよう調査の効率化に必要な支援を行うとしているが、具体的にどのような支援を行うのか。また、事業者団体や国民への周知は国が先導して進めるべき。</p>	<p>具体的な支援の例として、自家用電気工作物の設置者の情報のアップデートを行い都道府県市にデータを提供すること、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の判別に必要な情報を整理し都道府県市に提供することを21ページの第3章第1節1(1)に記載しております。</p> <p>また、事業者団体や国民への周知は、特別措置法第5条第3項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及び製造者の理解を深めるよう努めなければならないとされており、国が先導するのみならず、地方公共団体や関係事業者と連携して広報を行ってまいりたいと考えております。</p>
21	<p>13ページ「4 国の役割」について、PCB廃棄物の実態が分かれば、具体的にJESCO及び低濃度PCB処理施設の処理能力が本当に充分確保できているかの検証と処理能力が確保できていることを担保する記述が欲しい。</p>	<p>御指摘の検証については、18ページ第2章第2節において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを毎年度見直し、その結果を公表するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において、処理の見通しについて毎年度公表し、進捗管理をすることとしております。</p>

		<p>平成 27 年度下期以降の処理対象量の見込みに対し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理能力から推計した処理完了見込み時期は、いずれの事業所及びいずれの種類の高濃度 PCB 廃棄物でも計画的処理完了期限内であり、処理能力は十分であると考えております。引き続き、安全を第一として、適正かつ確実な処理を計画的に進め、計画的処理完了期限内に 1 日でも早く処理を完了するよう努めます。</p> <p>また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処分業者において処理することとしており、平成 28 年 5 月現在で、無害化処理認定事業者が 30 事業者、特別管理産業廃棄物処分業者が 3 業者となっています。引き続き増加に向けた取り組みを進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の今後正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討することとしております。</p>
22	13 ページ「4 国の役割」について、期限内に本当に処理を完了させるためには、処理施設の能力確保はもとより、処理費用について、国も一部負担することを考えるべきである。	<p>御指摘については、13 ページ 15 行目に、国は都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うと記載しており、当該基金は、25 ページ 21 行目に、中小企業等の処理費用の軽減に支出すると記載しており、中小企業者等については処分料金の 70% を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の 95% を軽減等を行っております。こうした基金を通じた支援により、国も処理費用について一部負担しております。</p>
23	13 ページ「4 国の役割」について、許可品目では「PCB 含有の潤滑油のみ」というように容器である筐体まで処理できない制限があるために処理が進まない実態がある。「より効率的な処理技術の開発」のなかで、技術的な基準等を設け、一つの施設で、筐体ごと処理できるよう進めていただきたい。	<p>御指摘については、28 ページ 11 行目に、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得ると記載しており、引き続き検討を進めてまいります。</p>
24	13 ページ「4 国の役割」の第 3 段落について、都道府県市が保管事業者及び所有事業者に対して行う立入検査、改善命令、行政代執行等について、財政的支援のほかに、体制的な支援が必要である。	<p>御指摘については、31 ページ 36 行目に記載しているとおり、国として、都道府県市の体制面の強化や技術面の支援についても検討してまいります。</p>

25	<p>14ページ「5 地方公共団体の役割」について、高濃度 PCB 使用製品の所有の状況を実地に把握するとあるが、具体的な方策について示さないまま、基本計画に記述し、保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針、確実な廃棄の方針について、地方公共団体に責務を追わせるのは国の姿勢として問題があるのではないか。具体的方策の提示と同時か又は具体的方策が示された後に再度、基本計画を改正して記述すべき。</p>	<p>御指摘については、高濃度 PCB 使用製品の所有の状況を実地に把握する掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等を取りまとめたマニュアルを平成 26 年 8 月に、当省において作成し、各都道府県市へ周知しているところです。この点、21 ページ 1 行目において、「国が策定した掘り起こし調査実施マニュアルにおいて」と記載しております。また、21 ページ 28 行目において、掘り起こし調査に関し、国としても各都道府県市の取組を支援してまいりますので、この点御理解をお願いいたします。</p>
26	<p>14ページ「5 地方公共団体の役割」について、処理期限まで担当者の異動を控え、専任を設置する等の施策を明記すべき。</p>	<p>都道府県市の担当者の体制は、当該都道府県市が地域の実情に応じ整備すべきと考えております。国としての取組は、31 ページ 36 行目において記載のとおり、都道府県市の体制面の強化や技術面の支援についても検討してまいります。</p>
27	<p>14ページ「5 地方公共団体の役割」段落 5 行目「未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品がないよう保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させること」について、PCB 使用製品 12 種は電事法の届出及び PCB 廃棄物は PCB 特措法の届出で把握できるが、一番保管・使用の状況が不明かつ大量にあると思われる安定器を絞り込むための届出制度はないか。</p> <p>また、どのように漏れなく届出を提出させるのか具体的な方策を明記して欲しい。</p>	<p>安定器についても、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当するため、特別措置法に基づく届出義務が設けられております。</p> <p>掘り起こし調査については、1 日でも早く掘り起こし調査を終えることができるよう国としても各都道府県市の取組みを支援するとともに、その進捗をフォローアップすることとしております。また、PCB 特措法と電気事業法の届け出情報等を国において整理・突合し、要調査対象事業者の絞り込みや連絡先住所のアップデートを行う等により、都道府県市にデータを提供し、掘り起こし調査の効率化を図ることとしております。加えて、国が策定した掘り起こし調査実マニュアルについては、全体像の把握に向けた改訂に向けて検討してまいります。</p> <p>なお、22 ページの第 3 章第 1 節 1 (3) において記載のとおり、特別措置法に基づき、都道府県市が報告徴収・立入検査の権限を活用して調査を徹底することとしており、国も特に必要な場合には、報告聴取・立入検査等を行うこととしております。</p>

28	PCB 廃棄物について信頼できる調査・分析機関の役割を追記するべき。	御指摘を踏まえ、34 ページの第4章第3節において、「...安全かつ効率的な処理を推進するためには、分析機関の役割が重要であるため、国は、これらの信頼性向上に努めるとともに、引き続き絶縁油中の...」と修正します。
第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み		
29	16 ページ3行目の「特別措置法第8条」は「特別措置法第8条第1項」とすべきである。	16 ページの表に記載された保管量等は平成28年改正前の特別措置法に基づく届出によるものでありますが、御指摘を踏まえ、「平成28年改正前の特別措置法第8条」に修正します。
30	17 ページ2段落目「特別措置法及び…」について、この文章の主語は「国」であると思われるが、情報を公表する実施主体を明確にするため主語である「国」を記載して欲しい。	本計画は政府が定めるものであることから、主語に特段の記載がない場合は、主語は政府であり、原案のとおりとすることが適切と考えております。なお、記載については、第5章の政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項及びPCB 特措法附則第5条の規定に係るところの「政府」と明確化すべきところ以外は、慣例上「国」と記載しています。
31	19 ページ「2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」について、PCB 汚染の有無を実際に分析しなければ確認出来ないものが多いという課題を認識しながら、平成39年3月31日までの処理期限を前倒しせず作業スケジュールを示さない理由は何か。特に前倒ししない合理的理由が無いのであれば、前倒しする方策を講じるべき。	低濃度 PCB に関しては、PCB 特措法制定以降に微量 PCB 汚染廃電気機器等の問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定されること、微量 PCB 汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得感をもってこれの処理を行うことが重要であること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度 PCB 廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要です。こうした観点から、第3章第2節3、4及び5において、実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める等を記載しており、まずは、これらの検討を速やかに進めてまいります。

32	<p>19ページ「汚染物等についても小型の低圧変圧器等のように個数単位で把握可能なものは個数単位で、その発生量、保管量及び処分量の見込み並びに処理の見通しを明らかにするものとする。」について、高濃度 PCB 廃棄物（安定器等・汚染物）の搬入荷姿登録では重量で登録しているの、個数単位ではなく重量単位で統一したほうがよいのではないか。</p>	<p>御指摘の点について、特別措置法に基づく届出においては、個数単位で記載されているものも多く、わかりやすさの観点から、個数単位で把握可能なものは個数単位で発生量の見込み等を明らかにすることが適当と考えております。</p>
<p>第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項</p>		
33	<p>20ページ「1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること」について、国の掘り起こし調査では、自家用電気工作物設置者に調査対象を限定しており、全体像の把握方法を速やかに示すべき。</p> <p>また、製造者に対しても、販売先の情報開示を義務付ける等、複数の情報源から該当機器の掘り起こしに資する方策を速やかに講じるべき。</p>	<p>掘り起こし調査の対象は概念上、都道府県市管内全ての事業者と考えられますが、その事業者数は膨大であることから、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者から調査をすることが効率的であるとの観点で、掘り起こし調査実施マニュアルにおいて限定して言及しておりますが、御指摘も踏まえ、全体像の把握に向けたマニュアルの改訂に向けて検討してまいります。また、御指摘のとおり、掘り起こし調査には、製造者の協力が必要であり、21ページ15行目において記載のとおり、製造者が従来への対応に加え、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のリスト周知等に努めてまいります。</p>
34	<p>20ページ第3章第1節第2段落2行目「現時点で可能な手立てを全て尽くすことが必要である。」とあるが、具体的に現時点でどのような可能な手立てがあり、その手立てを打てば、期限内の処理が可能であることの根拠を示して欲しい。</p>	<p>本基本計画においては、計画的処理期限の達成に向けて、現時点で可能な考えられる手立てを網羅的に盛り込んだところです。</p>
35	<p>21ページ24行目「…掘り起こし調査は、今後本格化する見込み…」とあるが、この記述の根拠である平成26年12月の調査においては、各都道府県市の多くは「平成27年度～28年度に調査を実施する予定」とあるため、「今後本格化」ではなく、「現在実施しているところ」ではないか。</p>	<p>掘り起こし調査は、調査対象事業者の選定、アンケート調査の送付、電話・訪問調査、未処理事業者の一覧表作成等様々な段階があり、各都道府県市の多くは、まだその最初の方の段階にあります。御指摘を踏まえ、「現在進展しつつあるところ」と修正します。</p>
36	<p>22ページ2行目の「都道府県市においては、…特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限も積極的に活用すること」とされているが、使用製品の所有事業者への立入権限の根拠について、該当条文を示して明確にすべき。</p>	<p>御指摘は、特別措置法第19条の読替え規定が複雑であることに由来するものと思料いたします。このため、改正特別措置法の施行通知やパンフレット等において同条の内容をわかりやすく説明してまいります。</p>

37	22 ページ 2 段落(3)高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する掘り起こし調査の強化の安定器について、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられるとされているのであれば、電気事業法上の電気工作物に係る報告等と併せて報告させるよう義務付けるべき。	御指摘の電気使用機械器具については、家電製品等と同様に、電気事業法の規制対象である電気工作物に該当しないため、報告の義務付けの対象とはなっておりませんが、22 ページ 16 行目において、電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査と併せて周知すると記載しているとおり、関係者と連携し、電気工作物に係る取組と併せて必要な措置を講じてまいります。
38	22 ページ「2(1)特別措置法と電気事業法の届出制度の更なる活用」について、この文章の主語は「国」であると思われるが、実施主体を明確にするため主語である「国」を記載して欲しい。	本計画は政府が定めるものであることから、主語に特段の記載がない場合は、主語は政府であり、原案のとおりとすることが適切と考えております。
39	22 ページ 2(2)使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組について、高濃度だけでなく低濃度のものについても、処分期間又は特例処分期限日を設定すべきである。	低濃度 PCB に関しては、PCB 特措法制定以降に微量 PCB 汚染廃電気機器等の問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定されること、微量 PCB 汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得感をもってこれの処理を行うことが重要であること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度 PCB 廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要です。こうした観点から、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄については、第3章第2節3、4及び5において、実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める等を記載しており、まずは、これらの検討を進めてまいります。
40	22 ページ 35 行目の「さらに、処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかった…」とあるが、「廃棄される見込みがない使用製品」も対象ではないか。	御指摘の「廃棄される見込みがない使用製品」については、処分期間又は特例処分期限日を越えた場合、処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかったものとなることから、原案のとおり記載することが適切と考えております。

41	<p>安定器は必ずしも事業用電気工作物設置者のみが使用しているとは限らないことから、一般用電気工作物設置者に対する電気事業法第 57 条に基づく調査の際に、ポリ塩化ビフェニル使用製品について普及・啓発してはどうかと考える。</p> <p>このことから、23 ページ 28 行目の「…その廃棄に向け、国、都道府県市、安定器の製造者…」に「電気保安関係者」を加えてはどうか。</p>	<p>安定器については、日本照明工業会において、主たる一般用電気工作物設置者である一般家庭用では使われていないものとされています。</p> <p>ですので、電気事業法第 57 条に基づく調査の際に、ポリ塩化ビフェニル使用製品について普及・啓発を行うものではありませんが、第 3 章 2 (4) に記載している安定器については、自家用電気工作物を設置している施設等においても設置されている可能性があり、電気事業法上の保安業務の際に、安定器についても普及・啓発を行うものとして、「国、都道府県市、安定器の製造者が連携しながら取組を進めるとともに、電気保安関係者も電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃止に向けた取組に際して、安定器の廃止に向けた周知に努める。」に修正します。</p>
42	<p>23 ページ (3) 輸送機器に組み込まれた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組について、使用製品の製造者に対し、情報開示や都道府県市への情報提供を義務付けるべき。</p>	<p>御指摘については、23 ページ 7 行目において、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の製造者において、自社製品に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の該当性等の積極的な周知に努めることが求められる旨記載しております。</p>
43	<p>23 ページ (4) 関係者の連携の一層の強化の安定器について、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられるとされているのであれば、電気事業法上の電気工作物に係る報告等と併せて報告させるよう義務付けるべきである。</p>	<p>御指摘については、23 ページ 29 行目において、ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の廃止に向けた取組に際しても、安定器の廃棄・処分委託に向けた周知を行っていくと記載しております。</p>
44	<p>24 ページ 4 (1) 第 1 段落中「都道府県市は、処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託を確保するため、事業者による処理の状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、特別措置法に基づく改善命令を発出し、処理を確実に進めるものとする。」について、改善命令は処分期間内又は特例処分期限日以降でなければ発出できないことから文章の修正が必要なのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「都道府県市は、保管事業者による処分の状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、特別措置法に基づく改善命令を発出し、処理を確実に進めるものとする。」に修正します。</p>
45	<p>24 ページ 26 行目の「事業者」は「保管事業者」が適切ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
46	<p>24 ページ「(2) 届出データと登録データ・処理実績データの共通化・一体化」について、この文章の主語は「国」であると思われるが、実施主体を明確にするため主語である「国」を記載して欲しい。</p>	<p>本計画は政府が定めるものであることから、主語に特段の記載がない場合は、主語は政府であり、原案のとおりとすることが適切と考えております。</p>

47	25 ページ「(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等による円滑な処理の推進」の2 段落1 行目「中小企業者等については、費用負担能力が小さいため」とあるが、PCB 廃棄物の処理に当たっては、中小企業に限らず、大企業も含め全ての企業にとって大変な負担となっている。全ての企業に対して処理費用を負担する「PBC 廃棄物処理基金」の枠組みを広げるか、国が処理費用の少なくとも5割以上を負担するような制度を創設するべきである。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、排出事業者が自らの責任により処理することが必要であり、処理費用に対する補助については料金負担能力の低い中小企業者等を対象とすることが適当と考えておりますが、国も PCB 廃棄物処理に係る施設整備等の支援等の措置を講じております。これにより、保管事業者の御負担は軽減されておりますので、この点御理解の上、引き続き処理を推進いただきますようお願いいたします。
48	25 ページ 32 行目の基金への資金搬出については、(財)電気絶縁物処理協会の他にも拠出協力者がいることを明記してはどうか。	基金に出えんした事業者については、その大宗が(財)電気絶縁物処理協会ですが、御指摘を踏まえて、「(財)電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等」と修正します。
49	期限内処理ということで、足元を見た処理費用の高騰が起らないように、適正な処理費用の枠組みを規定して欲しい。	御指摘について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分については、31 ページ3 行目において、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う事業全般を統括し、処理料金も含め、同社を指導監督することとしております。 なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、28 ページ 20 行目において、処理料金の低減を図ることとしております。
50	低濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 使用製品について、高濃度 PCB 廃棄物等と同様に、処分期間又は特例処分期限日を設けるべき。	低濃度 PCB に関しては、PCB 特措法制定以降に微量 PCB 汚染廃電気機器等の問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定されること、微量 PCB 汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得感をもってこれの処理を行うことが重要であること、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度 PCB 廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要です。こうした観点から、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄については、第3章第2節3、4及び5において、実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めることとし、そのための方策について検討を行い、また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進める等を記載しており、まずは、これらの検討を進めてまいります。

51	<p>PCB を含む設備機器が継続して使われていることについて、設備の交換、更新には相当な投資が必要であり、企業は維持管理しながら出来るだけ長く使用を目指すのは経済的観点から当然のことであり、PCB 処理を目的とした設備機器の更新、新規設置等に対する国の助成金制度の設立が必要ではないか。</p>	<p>使用中の製品の廃棄については、PCB 使用製品が法定耐用年数や更新推奨時期が過ぎていること、設備の経年劣化も懸念され、特に安定器については漏えい等の事故も発生していることから、一定の期間内にその廃止を義務付けるとともに、事業者自らの設備の交換、更新を広く呼びかけているところです。</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物の処理費用については、独立法人環境再生保全機構に PCB 廃棄物処理基金を設立し、中小企業者等については処分料金の 70% を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の 95% を軽減しています。</p> <p>こうした取組を含め、設備の交換、更新を推進するための方策については、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>
52	<p>民間企業における低濃度 PCB 廃棄物の処理施設には、積極的に許可を認め、助成金・補助金等で、処理施設を増やすべきである。</p>	<p>御指摘の処理施設の増加については、平成 21 年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象とし、有識者による技術的助言を支援する等、民間事業者による処理体制の充実・多様化を図ることにこれまでも努めてまいりました。</p> <p>無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処分者は、平成 27 年 5 月までで 11 事業者から、平成 28 年 5 月現在で 33 事業者となり、順調に増加しております。引き続き増加に向けた取り組みを進めるとともに、28 ページ 9 行目において記載のとおり、無害化処理認定事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の増加に向けた取組を推進いたします。</p>
53	<p>27 ページ「2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること」における低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法について、不含証明が出せない濃度不明物については、強制的に使用廃止させ濃度分析を義務付けるべき。</p>	<p>低濃度 PCB 使用製品は、製品ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、封じ切り機器に係る問題があること等特有の課題が存在することから、少なくとも現時点においては、現状把握することが最優先であると考えます。</p>

54	27 ページ 18 行目「高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査を進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を早急に進める。」とあるが、国の掘り起こし調査マニュアルでは、対象が高濃度 PCB に特化しており、これを基に再度低濃度について調査することになると、国から直接的な財政支援がないと対応が難しい。	御指摘については、27 ページ 19 行目において、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を早急に進めると記載しており、検討を進めてまいります。
55	28 ページ 17 行目の「事業者」は「保管事業者」を示しているのか。	保管事業者以外の事業者を含む様々な事業者を示したものです。
56	普通の産業廃棄物と PCB 廃棄物（特に低濃度 PCB 廃棄物）かの判定方法を整備する計画を追記すべき。	御指摘については、27 ページ 19 行目において、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を早急に進めると記載しており、検討を進めてまいります。
57	28 ページ 5 第 1 段落「課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大に向けた検討を進め」とあるが、使用製品の処分基準を廃電気機器のものとは比べて緩和することがないようにして欲しい。	現行の「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」においても、処理後の油中濃度が 0.3mg/kg 以下となれば、廃棄物となった際、廃棄物処理法上の PCB 特別管理産業廃棄物とは扱われないとしており、御指摘の対象範囲の拡大に当たって、この基本的考え方を変えることは想定しておりません。
58	28 ページ 5 第 1 段落「抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得る。」について、絶縁油も筐体も微量とはいえ、PCB 汚染されていることに違いはないので、抜油後の筐体の処分基準の緩和をすることはやめて欲しい。 制度を緩和するのではなく現行の方法で処理を進めていかないと、現行の方法で処理を行った者が不利益を被ることになるので現行の方法で引き続き継続していただきたい。	抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策の検討は、処理方法の多様化を狙いとするものであり、環境保全上必要な基準の緩和を想定しているものではありませんので、この点御理解をお願いいたします。
59	PCB 特措法改正後も平成 24 年の告示（「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」等の一部を改正する告示）は今後も有効であることを明確にして欲しい。 つまり、PCB 油が非意図的に混入され、5000ppm の濃度を超える PCB 廃棄物は低濃度 PCB 廃棄物扱いとするよう明記して欲しい。	御指摘の告示については変更はなく、引き続き有効です。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項		
60	30ページ「2 都道府県市の取組」について、なぜ都道府県市が管内の地方公共団体が管理する施設等の高濃度PCB廃棄物等の実態調査を改めて行い、監督することを特記するのか。地方公共団体自らこそ率先して、早期処理の管理をすべきではないか。	特別措置法第5条第2項の規定により、都道府県市は、当該都道府県市の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握する責務を有し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努める責務を有することから、都道府県市が管内の地方公共団体が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の実態調査等を行うことが適当であると考えております。また、地方公共団体の率先実行については、30ページの第4章第1節4において、都道府県市は、処分期間内に一日でも早く確実に処分委託及び廃棄を終える等の対策を実施し、当該実施状況を毎年度公表することが求められる旨、記載しております。
61	32ページ22行目、28行目、31行目の「収集運搬を行う者」は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物をJESCOへ収集運搬する者は、同所の入門許可が必要であるため、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」とすべき。	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を収集運搬する者は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者のみならず、保管事業者が自ら収集運搬をする場合等も想定されることから、原案のとおり記載することが適当と考えられます。なお、自ら収集運搬をする場合であっても、廃棄物処理法上の収集運搬基準等を満たすことが必要である点御理解をお願いいたします。
62	32ページ26行目の「産業廃棄物処理基準等」は「特別管理産業廃棄物処理基準等」にすべきではないか。	御指摘を踏まえ、修正します。
63	34ページ上から2行目の課電自然循環洗浄法について、大型変圧器だけが対象であり、通常使用されている大きさの変圧器(30KVA～100KVAなど)についても適用出来るように技術開発を早急に進めるべき。	御指摘については、34ページ17行目において記載のとおり、課電自然循環洗浄法等の対象範囲の拡大について検討を進めてまいります。
64	37ページ下から4行目において、PCB廃棄物の保管事業者をインターネットに晒そうとする意図は何か。これは一種の社会的制裁であり、特別措置法に基づく届出の提出をためらう者も出てくると思われる。	特別措置法の目的である国民の健康の保護及び生活環境保全のために、これらの情報を広く一般に公開することが必要なものであることから規定されているものであり、特別措置法の改正における国会審議も踏まえ、原案のとおり記載することが適当であり、特別措置法第9条の規定においては、都道府県知事は、毎年度、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとされております。今回の基本計画案においては、その方法の一つとしてインターネットを例示しているものであり、この点御理解を

		お願いいたします。
第6章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項		
65	39ページ第4節1の「ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理」について、広く国民に普及・啓発すべき。また、これらの製品の廃棄物は一般廃棄物及び電子レンジ以外は家電リサイクル法の対象となっていることから、都道府縣市だけでなく、一般廃棄物行政を所管する市町村とも協力して進めるべき。	御指摘については、38ページの第6章第2節3において記載のとおり、国及び地方公共団体は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状、処理等に関する正しい情報を広く提供するよう協力を進めてまいります。
66	39ページ第4節1の「ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理」について、取り外されたPCB使用部品をメーカーが保管することとなっているが、メーカーが保管事業者としてその部品の処理責任を負っているか示されていない。そもそも一般廃棄物ではないか。	御指摘について、特別措置法第2条第5項の規定において、保管事業者は、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいうと定義されており、また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、ポリ塩化ビフェニルが使用された部品を含むことから、家電製品の製造者がテレビ等に使用されたポリ塩化ビフェニル廃棄物を取り外し保管している場合は、当該製造者が保管事業者であり、39ページ16行目において、家電製品の製造者の責任の下で保管され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものとしております。